

平成 18 年 10 月 18 日

各 位

会 社 名 ネクストウェア株式会社
代表者名 代表取締役社長 豊 田 崇 克
(コード番号 4814)
問合せ先 取締役経営戦略部長 脇 本 寿 郎
TEL (06)6281 - 9866

大阪証券取引所への改善報告書の提出について

当社は、このたびの元社員による不正行為(注文書、検収書、残高確認書等の証憑類の偽造並びにそれらに伴う売上金額等の不正計上)並びにそれによる過年度決算短信等の訂正開示を行ったことに関して、平成 18 年 10 月 4 日付で株式会社大阪証券取引所から「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別添内容のとおり提出いたしましたのでお知らせいたします。

以上

別添書類 : 改善報告書 全 6 ページ

改善報告書

平成 18 年 10 月 18 日

株式会社 大阪証券取引所
取締役社長 米田 道生 様

ネクストウェア株式会社
代表取締役社長 豊田 崇克

このたびの当社元従業員による不正行為を原因として行いました過年度有価証券報告書の訂正開示の件について、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第 23 条第 1 項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

1. 経緯

(1) 不正行為の内容

当社PBS事業において、当該事業部門の担当者であった当社元従業員（以下「元従業員」といいます。）が当社の販売先（以下「本件顧客」といいます。）名義の注文書、受領書等の証憑類を自ら作成し、当該販売先の印影を偽造したり当該販売先担当者のサインを自ら行ったりして、これらの書類を偽造していました。そして、これらの書類を用いることにより、現実には当該販売先からの注文がなかったにもかかわらず、これがあるかのように装い、その結果、当社の平成 18 年 3 月期決算において、総額で約 10 億 91 百万円の売上を架空に計上させました（以下この架空売上に係る取引案件を総称して「本件架空案件」といいます。）。

元従業員は、さらに、当社が本件顧客宛てに発行した残高確認書に対する回答書を偽造して、当該販売先が当社に対する本件架空案件に基づく買掛金を負担していると認識しているかのように装う等し、これらの取引が架空取引であることの発覚を遅らせていました。

(2) 不正行為の判明から調査経緯

本件架空案件については、上述の不正行為により、本件顧客名義の注文書及び物品受領書が存在しており、当社の認識していた売上残高を認める内容の回答書も存在するなど、証憑類に欠けるところがなかったため、当社は、本件架空案件が実在するものと誤認して、有価証券報告書を作成いたしました。

本年 6 月 23 日、本件顧客のうち一つから、本件架空案件の一部に関し、取引の存在を認識していない旨の連絡がされました。そのため、翌週明けの 26 日から株主総会当日の 29 日までの期間、証憑類の確認や当社担当者であった元従業員からの聴取等の可能な限りの

調査を行いました。その結果、当該案件の実在性を疑わせるに足りる根拠は見出せませんでした。そこで当社は、上記のとおり、当該案件が実在するものとして有価証券報告書を作成し、監査法人の監査証明を得たうえ、同月29日に株主総会を開催し、同月30日、近畿財務局に当該報告書を提出しました。

本件架空案件に係る売掛債権の中には、約定期日をすぎても支払がなく、回収が長期化しているものがありました。そこで、当社は、その支払を求める趣旨で、上記株主総会後の7月4日、当該顧客を訪問し面談を行いました。すると、当該顧客の経理事務担当者は、本件架空案件の存在を否定されるとともに、当社が示した当該顧客の発注書についても、これがその名義人によって作成された事実を否定されました。そこで、当社の手持ちの他の証憑類を提示しましたところ、同顧客としても、更なる事実関係の調査が必要であるということとなりました。

ところが、本件架空案件に関する他の顧客の担当者にも同様に面談を行ったところ、同担当者においても、自らが名義人となっている注文書等の作成を否定されました。また、これらの面談と並行して当社内部で行っていました調査により、本件架空案件に関する証憑類が元従業員によって偽造されたのではないかと疑いが生じてきました。

そして、当社が元従業員に対し、上記の判明した事実関係と当社内部調査の結果を示して事情聴取を行ったところ、同月8日に至って、元従業員は、上記注文書等は自らが偽造したものであり、本件架空案件は実在しない架空の案件である旨供述し、当社も、同月9日、詳細は不明な点があるものの、本件架空案件が架空のものであることは間違いないと認識するに至りました。これを受けて、翌10日付「業績に影響を与える可能性のある事象の発生について」において、(1)記載の不正行為がなされていた事実を適時開示いたしました。

当社は、その後、同月14日付で元従業員を懲戒解雇し、大阪地方検察庁に私文書偽造及び同行使並びに背任の罪で告訴するとともに、本件の不正行為が当社の業績に及ぼす影響について調査検討し、本件の影響を踏まえて従前の決算期における決算内容等の訂正作業を行って参りました。その結果、本年8月31日付「過年度決算短信(連結・単独)の一部訂正について」において過年度決算短信の修正結果を、また9月1日には有価証券報告書の訂正報告書(平成17年3月期・平成18年3月期)並びに半期報告書の訂正報告書(平成17年9月期)を適時開示致しました。

また、上記の作業と合わせて、本件の不正行為を発見することができなかった原因について検討し、同様の事態が二度と生じないようにするための方策について検討して参りました。

なお、この間、当社との利害関係のない第三者である弁護士、公認会計士により構成されました調査委員会において、本件不正事件が当社の組織的な関与によるものであったか否かについてご検討頂き、当社が組織的に関与したことが窺われる事情は見出せなかったとの調査結果を頂いております。

(3) 不正行為による過年度決算の訂正内容

平成 18 年 8 月 31 日に開示した当社グループの連結業績への影響の概要は下表のとおりであります。なお、訂正後の当期純利益は、訂正前の税金等調整前当期純利益に基づき算出された税額を控除しております。既に納付済みの税金に係る処置につきましても、併せて諸手続を進める予定であります。

【訂正前】 (単位:百万円)

期 別	平成 17 年 3 月期	平成 17 年 9 月期	平成 18 年 3 月期
売 上 高	5,050	2,898	6,911
経 常 利 益	164	9	237
当 期 純 利 益	61	4	88

【訂正後】 (単位:百万円)

期 別	平成 17 年 3 月期	平成 17 年 9 月期	平成 18 年 3 月期
売 上 高	5,050	2,546	5,820
経 常 利 益	132	85	126
当 期 純 利 益	30	160	456

2. 改善措置

本件の事態を招いた原因として、本件不正行為の舞台となりました事業部が外部から招聘した者を中心に創設された部署であり、そのことから、営業部門責任者に権限・機能が集中し、他者からの牽制機能が働かなかったことがあげられます。また、管理部門において、このような不正の発見及び防止に繋がる審査業務を十分に行えていなかったこともあげられます。当社は、創業以来堅実経営に徹することを心がけて参りましたが、本件の不正行為を防止できなかったことは、痛恨の極みであります。

今般、改めて全社的なコンプライアンスの周知徹底、組織管理体制の見直し及び内部牽制機能の強化等の必要性について痛感し、コンプライアンス意識の再徹底並びに再発防止に向けて以下の改善措置を順次実施しております。

(1) コンプライアンスに関する改善措置

「コンプライアンス委員会」の設置

本年8月1日付で代表取締役社長直轄の常設組織として「コンプライアンス委員会」を設置いたしました。同委員会は、代表取締役社長を委員長として全取締役と各部門責任者で構成し、社内コンプライアンス意識の向上を図る推進母体となるものであります。現在、同委員会

は、コンプライアンス体制の整備に向けコンプライアンスプログラムを作成済みであり、今後、年間スケジュールに基づき順次実行に移し、全社ベースでコンプライアンスの啓蒙を推進してまいります。

具体的な現在までの取り組みといたしましては、本年8月16日開催のコンプライアンス委員会にてコンプライアンス委員会規程の制定及び詳細な社内コンプライアンス推進体制の構築などの検討を行ったことをはじめとし、全社員を対象とした毎月のコンプライアンス教育の実施、社員が常時携帯するための倫理要綱カードの作成などがその後の委員会にて決定され、現在順次展開されております。

コンプライアンス意識の徹底・教育の実施

全役員、全社員にコンプライアンス意識を再徹底させるため、教育プログラムを策定し、本年9月より各本部単位で社員勉強会を毎月実施するとともに、「コンプライアンス誓約書」の提出を義務付けしてまいります。

(2) 組織機能管理体制の強化

営業統轄本部におきまして、管掌役員に代表取締役社長を加え、管理職層の充実を図ったほか、営業管理部の新設を行いました。

内部牽制の強化がより実効性を持って機能するよう、見積、受注、売上、請求、入金及び売掛金管理等の営業管理業務につきまして、営業担当部門から独立した営業管理部で審査・承認を行うことといたしました。

(3) 内部牽制の強化

現行の関連業務規程及び業務手順を総点検し、ビジネスリスクに対してより強力な内部牽制を機能させることを狙いとして、本年8月より以下の業務改善を順次実施しております。

受注段階における不正防止のため、見積書の承認ルールをより厳格化するとともに、重要な注文書の確認手続を追加いたしました。また、取引の実在性のより確実な検証のため、売上計上証憑の検証手続を追加いたしました。

重要な商品仕入及び外部委託開発案件については、発注手続の適正化のために、仕入先の選定から発注までの手続を独立した購買担当部門であるリソース戦略本部にて行うとともに、その実在性及び内容の適正性を検証するため、納品の検品手続を、リソース戦略本部から独立した受入担当部門である技術統轄本部にて行うことといたしました。

内部牽制の強化がより実効性をもって機能するよう、見積・受注・発注・請求・支払の各々に対し新体制下の営業管理部が主導となった承認決済フローを導入し、厳格化いたしました。

売掛金の長期滞留防止のため、以下の2点を実施し、より厳重に対処しております。

入金予定日を過ぎても入金のない事象が発生した場合の、経理部からの営業担当部門への速やかな通知と、営業担当部門長からの未入金報告書の提出の徹底

管理部門より未入金案件一覧を経営者会議にて報告することにより、経営幹部へ問題認識をさせるとともに、具体的対策の早期策定

(4) 内部監査の強化

内部監査は内部牽制の実効性を担保する意味で、内部統制を支える重要な要素であるため、本年10月以降その実施強化を図ってまいります。

前項(3)記載の業務改善による内部牽制項目につきましては、重点監査項目と位置付けて、その実施状況を監査対象といたします。

会計監査人、監査役会との連携をもとに、特定のテーマを設定し、そのテーマについて各部門を横断的に監査対象とする「特定テーマ監査」を四半期毎に実施いたします。

規程類の整備状況など、経営管理に関しての自己評価チェックリストによる自主監査を各部門で実施いたします。

上記改善措置の計画並びに実施進捗状況につきましては、監査役会に報告するとともに、必要事項については、適宜修正、補完、追加等を行ってまいります。

今般の不正事件により、投資家の皆様をはじめ、取引先及び市場関係者の皆様には多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。また、それにもかかわらず、多くの皆様から叱咤激励を頂き、心より深く御礼申し上げます。当社といたしましては、二度とこのような不祥事が起こらないよう、上記のとおり社内管理体制の強化と業務改善策を講じてまいりますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

<参考> ネクストウェア株式会社 組織図

